

長野県 L P ガス価格高騰対策事業

Q & A 集

令和5年8月
一般社団法人長野県 L P ガス協会

令和5年8月30日現在

Q & A 集は常に更新される可能性があるため最新のもので確認してください。

長野県LPガス価格高騰対策事業Q&A

1. 対象者について

Q1 値引きの対象となる条件は？

A 以下の2つの条件を全て満たすLPガス消費者が対象です。

- ① 令和5年9月15日時点において長野県内でLPガスを利用し、令和5年9月16日以降、引き続き長野県内でLPガスを利用しており、売上げ（請求）があること。
- ② 令和5年1月1日から同年9月15日までの間に長野県内でLPガスを利用し、利用料金（請求額）の合計が3,000円以上（消費税相当額は含まない）であること。（利用期間は問わない）

《表1 料金値引き対象と手続きイメージ（金額は税抜き額）》

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
R5.1.1～9.15(8.5か月間)の利用料金合計が <u>3,000円以上</u> の場合								9/16～12/31 内の料金検針時に、3000円を上限として値引き			
9.15までに新規契約をした者で、利用料金が <u>3,000円を超えた場合</u> も値引き対象となる											
R5.1.1～9.15(8.5か月間)の利用料金（基本料含む請求額）の合計が <u>3,000円未満</u> の場合								割引対象外			
9/15前に契約を解除し、県内でLPガスを利用しなくなった者は割引対象外											

Q2 9/16～12/31の利用料が3,000円（消費税抜き額）に満たない場合、値引き対象となるのか？

A 令和5年1月1日から同年9月15日までのLPガスの請求額の合計が3,000円以上（消費税相当額は含まない）であれば、利用料金（請求額）を上限として割引対象となります。
つまり、利用料金が3,000円のいずれか低い方の額を上限として割引をします。

Q3 長野県内の利用というのは、LPガスの利用場所（メーターの住所）か、それとも消費者（契約者）の住所のいずれか？

A LPガスの利用場所が長野県内であること（ガスマーター住所が長野県内）が条件です。消費者の住所は県内、県外を問いません。
○対象となり得る例：契約者（利用者）の住所は東京都内であるが、別荘地（ガスマーター住所）が長野県内にある場合

Q4 10月検針分で3,000円を値引きをしようとした際に、利用料金が3,000円に満たない場合はどうするのか？

A 11月検針分以降、12月検針分までの間で上限3,000円（税抜き）の値引きをしてください。値引きの方法は1回でも複数回（10月と11月に分割して割引くなど）でも可能です。

Q5 11月検針分で1,500円を、12月検針分で1,500円を値引こうと予定していましたが、実際は12月検針分の料金が1,500円に満たなくなった場合はどうするのか？

A 12月検針分の料金が1,500円に満たない場合は、12月分の使用量を上限として検針分全額を値引くことで対応願います。この場合、請求金額（税抜）が値引き額となります。Q2の回答と同様に利用料金か利用合計が3,000円かのいずれか低い方の額を上限として割引をします。

9月～11月で3,000円以上利用したからという理由で、値引き相当分を遡り、補助金を活用して消費者に対しキャッシュバックすることはできません。

（キャッシュバックした場合、その原資に補助金を充てることはできません）

Q6 使用量が0m³で、使用実績が無い場合は支援の対象になるのか？

A ガスマーティーが閉栓中である場合（休止状態）は利用料金が発生しませんので、対象外となります。ただし、使用量が0m³でも、契約を解除せず開栓中である場合は、対象となります。

上記表1参照

Q7 国、地方公共団体の施設（学校、図書館、公民館、運動施設、美術館等）、行政機関（庁舎も含め）は対象となるのか？

A 国又は地方公共団体が管理する施設のうち、職員が事務を執行する用途で利用している庁舎（役場、支所、県現地機関等）は、原則対象外です。

ただし、地方公共団体（公営企業含む）が管理する施設のうち、以下の直接住民が利用する施設、職員が住居の用に供する施設の場合は対象とします。

- 公共施設で割引対象となる施設（学校、公民館、体育施設、文化施設、公園、美術館、図書館、博物館、幼稚園、福祉施設など）
- 地方公共団体の職員が生活の用に供している建物（例：職員宿舎）や公営住宅の入居者や施設の利用者が直接LPガスの料金を負担する場合
- 国、地方公共団体が所有する公共施設と職員住宅の複合施設であって、住居部分のLPガスを職員個人で契約している場合（例：警察の駐在所等）

Q8 長野県外のLPガス事業者であるが、長野県内の一般消費者の値引きをする場合、本事業の対象となるか？

A 対象となります。

Q9 長野県LPGガス協会の会員ではないが、長野県内の一般消費者の値引きをする場合、本事業の対象となるか？

A 対象となります。

Q10 旧簡易ガス事業（コミュニティーガス）は対象となるか？

A 旧簡易ガス事業（コミュニティーガス）も対象となります。ただし、登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者）が値引きを実施する場合、（自由化団地は）ガス事業法第14条及び第15条に基づく「供給条件の説明義務及び書面支給義務」が発生します。

さらに、契約者に経過措置団地（規制団地）をお持ちの場合、指定旧供給地点小売り供給約款以外の供給条件で供給するため、「特別供給条件認可申請書」の届出が必要となります。

詳細につきましては、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課(048-600-0411)へお問い合わせください。

Q11 同一の消費者が複数の契約をしている場合において、2契約目以降は、基本料金が発生しない場合でも対象になるのか？

A 対象になります。

Q12 1つの住宅（建物）に複数メーターがある場合は、それぞれ対象になるのか？

A メーターごとに契約（＝14条書面の交付単位）が行われていれば、それぞれ値引きの対象となります。

例1：2世帯住宅などで同一の建物であっても、世帯ごとにガスマーターを有し、個別に14条書面を交付し、使用量が別々に把握できる契約を行っていれば、それぞれの世帯が値引き対象となります。

例2：一方、メーターが複数設置されていても、契約が一つの場合は、それは対象になりません。

Q13 契約を行っている親メーターがあり、その先に子メーターが複数ある場合は、それぞれ対象になるのか？また、企業が集合住宅を複数借り上げ、一旦ガス料金を企業が支払い、後日、社員から利用実績に応じて料金を徴収している場合、各部屋の料金をそれぞれ3,000円値引きできるのか？

A 契約単位（＝14条書面の交付単位）ごとに値引きの対象なりますので、子メーターごとに契約（＝14条書面の交付）が行われていない限り、値引き対象は親メーターのみとなります。つまり、契約を行っているのが親メーターであったり、企業である場合、原則、対象は親メーターや企業という整理です。

Q14 9月15日を過ぎた9月16日から長野県内で新たにLPGガスの利用を始めた（契約した）が、割引対象となるか？

A 対象期間を過ぎているため値引き対象外となります。（表1参照）

Q15 7月から新たに長野県内でLPGガスの利用を開始し、8月検針時には既に3,000円の利用実績がありましたが割引対象となるか？

A 9月15日まで継続して利用があり、9月16日以降も引き続き利用実績（請求）があれば対象となります。

（表1参照）

Q16 9月16日以降に住まいを引っ越し（途中退去）した場合や販売店を変更した場合の取り扱いはどうなるのか？

A 解約日前の検針（9月16日以降に限る）で値引きを既に行った場合、当該値引きは有効ですが、解約によって値引きすることが不可能の場合、原則として、値引きの対象外となります。ただし、契約変更先が県内事業者である場合、値引き条件に適合するか確認し、変更前の事業者から利用情報を引き継ぎ値引きすることも可能です。

《表2 引越し時や契約変更時などの取り扱いイメージ（金額は税抜き額）》

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
県内A市 X社（利用料2000円）				県内B市 ～9/15Y社（利用料1000円）、9/16～3000円							
				基準日までに3,000円を超えるので対象				Y社にて割引可能			
				※消費者からの申し出があり、 Y社にて割引可能				かつX社の同意があれば			
県内A市 X社（利用料3000円）				県外C市へ引越し				※割引対象外（表1参照）			

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
県外C市				県内B市 ～9/15Y社（利用料3000円）、9/16以降も利用							
				基準日までにY社の利用が3,000円を超えるので対象				Y社にて割引可能			
県内B市 9月15日までの利用料5,000円				10/1から県外C市				※9月16日から9月30日までの検針による請求に対して割引が可能			

2. 周知方法について

Q1 一般消費者等への値引きの事前周知はどのように行ったらよいか？

A 事前の周知方法については、チラシの配付、ハガキの郵送、メールの送信、検針票等に印字など、ガス事業者において効率的で実施可能な方法を選択してください。

Q2 交付決定前に、消費者に対して値引きすることを周知して良いか？

A 原則として、交付決定後に周知を開始すべきですが、日程等の関係により、交付決定後に対応する時間がとれない場合は、周知を開始しても差し支えありません。

この取り組みを契機とし、より一層消費者との顔の見える取引に心がけて、積極的な周知を図ってください。

3. 事務処理について

Q1 県内に支店や営業所が複数あるが、支援金交付申請はどのように行うべきか？

A 原則として、本社等で会社全体分をとりまとめて申請してください。
対応が難しい場合は、事務局にご相談ください。

Q2 交付決定前に値引きをして良いか？

A 交付決定前の値引きは、交付対象外です。交付決定後の検針でないと値引きはできませんので、早めに交付申請してください。

Q3 販売事業者事務手数料の基準となる消費者戸数は、事業者（会社）単位なのか、販売所（販売店）単位なのか？

A 販売事業者単位となります。

Q4 補助金交付申請に添付する顧客リストは、個人情報を含むものとなるか？

A 対象顧客一覧は、消費者を特定することができる個人情報は求めておりません。ただし、不正防止、誤処理防止の観点から、対象顧客の氏名等の情報を管理番号や顧客コードで紐づけるなどして、いつ誰に対して割引したのか社内で明確に分かるように内部書類はしっかり整理・保存してください。

国の会計検査等で個別資料を確認させていただく場合があります。

4. 値引き処理について

Q1 システムの都合上、検針票等に値引き額を表示できない場合はどのようにしたらよいか？

A 「値引きの明示例」を活用して添付するなど、可能な方法で対応をお願いします。

Q2 値引きは、消費税率を乗じる前か後のどちらの金額で処理するのか？

A 値引きは、消費税率を乗じる前の元値から行います。

(3,000 円を 1 回で値引きする例)

値引き前の請求額が税抜き 8,000 円の場合

$$8,000 \text{ 円 (元値)} - 3,000 \text{ 円 (値引き額)} = 5,000 \text{ 円}$$

$$5,000 \text{ 円} \times 1.1 \text{ (消費税率)} = 5,500 \text{ 円 (値引き後の税込みの請求額)}$$

Q3 補助金は税抜きとの事だが、それでは消費税分は事業者の負担となるのか？

A 本補助金は、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け、役務の提供にあたらず、課税の対象とならないもの（不課税）です。したがって、補助金には消費税は課税されず消費税は発生しませんので、事業者の負担はありません。

なお、会計処理上の取扱については、公認会計士、税理士にご確認ください。

5. 概算払いについて

Q1 消費者への値引き原資が多大で会社の資金繰りに懸念が生じるが、対策はないのか？

A 事業者の値引き原資を確保するため、事務局から事業者に対して事前に交付決定額の一部について概算払いが可能です。ただし、概算払い申請額が、精算額（実績確定後の金額）を上回らないように注意してください。手続きの詳細については事務局へお尋ねください。

Q2 概算払い申請書は必ず提出しなければいけないのか？

A いいえ。概算払いが必要な事業者のみ手続きを行ってください。

6. 実績報告について

Q1 交付申請書、実績報告書の添付書類である顧客一覧等は省略できないのか？

A 本事業は公的資金を活用した事業です。公的資金の活用状況の確認、誤処理防止及び不正防止の観点から、定められた証拠書類の提出にご協力をお願いします。国の会計検査の対象となる可能性もありますのでご協力をお願いします。

Q2 交付申請時点で予定していた割引対象者の件数が、実際割引を行った消費者の件数（実績報告件数）と異なってしまうが問題ないか？

A 問題ありません。交付申請後に消費者の転入出等により件数の変動は想定されます。

なお、実際割り引いた件数を上回って、割引対象者数を報告（補助金申請）することは絶対できませんので注意してください。

Q3 「事業完了日」とは、いつを指すのか？

A 本事業における「事業完了日」とは、「最終的な値引きが完了した日」を指します。具体的には、「最終的な値引きを行った検針日」になります。

7. 証憑書類について

Q1 証憑書類はメール送信も可能か？

A Webでの提出または郵送ともに可能とします。

Q2 値引きの事実が確認できる書類とは、どのようなものを提出すればよいのか？

A 実績報告書には「値引きを行った一般消費者等の一覧」を添付していただきます。提出いただいた一覧表から支援事務局が無作為に選んだ世帯について、抽出検査を行います。値引きの事実確認については、支援事務局が任意に抽出した10件程度の消費者について抽出した証憑類の提出をしていただきます。

事務局が指定した顧客管理番号の消費者について、値引きの事実が確認できる書類（検針票控え、領収書控え、請求書控え等、Web明細等のスクリーンショット等）のコピーを提出していただきます。

なお、この場合でも、個人情報に該当する氏名・住所（町名・番地部分）等は黒塗り等で消したものでの提出で構いません。

Q3 検針伝票の事業者控えが残らない場合や、インターネットのクラウド上で請求書を交付する場合は、どのような書類を提出するのか？

A 以下の証拠書類等の準備をお願いします。

- ・顧客管理画面のコピー
- ・Web 明細等のスクリーンショット画像

Q4 手引き2(6)に記載の「値引きをしたことがわかる書類」とは？

A 消費者が、値引きをしたことを認識してもらうことを目的としています。そのため、自社が発行する書類（検針票、請求書、領収書、WEB 明細）等できる限り、あらゆる手段を使って「LPガス価格高騰対策として3,000円の値引きを実施している」旨、表記をお願いします。

8. その他全般について

Q1 今回のLPガス価格割引事業は必ず実施しなければいけないか？

A 最終的には各事業者の判断によります。

しかし、本事業は、物価高騰等に直面する県内LPガス利用者の負担軽減を図ることはもとより、この契機をチャンスと捉え、より一層お客様に選ばれるエネルギーとなるよう、お客様と顔の見える取引を目指し業界をあげて取り組んでいきたいと考えています。

ぜひ、長野県のLPガスに関わる事業者の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

※ 上記以外で判断できない事項については、県及び支援事務局にて都度検討させていただきます。